

答申個第153号  
令和7年12月18日

京都府長様

京都市情報公開・個人情報保護審議会  
会長 北村和生  
(事務局 総合企画局デジタル化戦略推進室情報管理担当)

個人情報の保護に関する法律第105条第3項において準用する同条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和6年12月26日付け行コ第13号をもって諮問のありました下記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

公益通報に係る文書の保有個人情報部分開示決定事案（諮問個第344号）



## 1 審議会の結論

処分庁が行った保有個人情報部分開示決定処分は妥当である。

## 2 審査請求の経過

- (1) 審査請求人は、令和6年7月26日に、処分庁に対して、個人情報の保護に関する法律(以下「法」という。)第77条第1項の規定により、「令和6年6月11日付けで京都市公益通報処理窓口(行政財政局コンプライアンス推進室)に提出した公益通報1件について、対応、調査、通知等の処理に係る文書全て(コンプライアンス推進室が保有するものに限らない)」の開示を請求した(以下「本件請求」という。)。
- (2) 処分庁は、本件請求に係る公文書として、以下の公文書を特定したうえ、保有個人情報全部開示決定処分及び、保有個人情報部分開示決定処分(以下「本件処分」という。)をし、令和6年9月6日付けで、その旨及びその理由を次のとおり審査請求人に通知した。

(特定した文書)

<全部開示した文書>

- ・ 「公益通報処理窓口への通報について(内部通報No.2)」(令和6年6月17日決定)
- ・ 内部通報1件(令和6年6月11日受信)
- ・ Re:内部通報1件(令和6年6月12日発信)
- ・ Re:内部通報1件(令和6年6月13日受信)

<部分開示した文書>※本件処分

- ・ 「公益通報処理窓口になされた通報に関する調査結果について(内部通報No.2)」(令和6年7月8日決定)(以下、「本件公文書」という。)
- ・ Re:内部通報1件(令和6年6月19日送信)
- ・ 通報に対する調査結果について(令和6年7月10日送信)
- ・ (パスワード) 通報に対する調査結果について(令和6年7月10日送信)

(一部を開示しないこととした理由)

法第78条第1項第7号に該当

- ・ 職員個人のメールアドレスについては、開示することにより、不特定多数からのメール受信を受けるなど、本市の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
- ・ 公益通報における調査内容に関する具体的な記載等については、開示することにより、公益通報制度に係る調査の着眼点、範囲、手法の一端及び経過が通報対象者等に知られたり、今後の調査において、通報対象者等が問題の発覚を免れるための措置を講じる手段を与えてしまうおそれがあることから、正確な事実の把握を困難にするおそれ、又は違法若しくは不当な行為の発見が困難となり、公益通報制度に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。

- (3) 審査請求人は、令和6年12月6日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定により、本件処分のうち公益通報における調査内容に関する具体的な記載等(以下「本件非開示部

分」という。)を非開示とした部分の取消しを求める審査請求(以下「本件審査請求」という。)をした。

### 3 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

### 4 処分庁の主張

弁明書及び審議会における職員の説明によると、処分庁の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

#### (1) 公益通報制度について

本市では、京都市市長部局等における内部通報等の処理に関する要綱(以下「要綱」という。)を平成18年4月1日に施行し、市長部局等を労務提供先とする職員(地方公務員法第3条第2項又は第3項第3号に規定する職員をいう。)又は労働者(職員を除く。)(以下「職員等」という。)からの公益通報制度(以下「内部通報」という。)を設けている。

職員等は市長部局等について、公益通報者保護法に規定する通報対象事実又は法令に違反する事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨の通報を行うことができる。

内部通報及び内部通報に関する相談を処理するために、公益通報処理窓口(以下「通報窓口」という。)を行財政局に設置し(要綱第3条第1項)、加えて、通報相談員(以下「相談員」という。)として市長が選任した弁護士資格を有する者を設置することとしている(要綱第4条)。

通報窓口又は相談員が通報を受けた場合、行財政局コンプライアンス推進室(以下「コンプライアンス推進室」という。)では、まず内部通報の要件を満たすか否かを確認し(要綱第6条第1項各号)、要件を満たす場合、通報者が特定されないよう十分に配慮し通報に係る事実確認のために関係する局区等の監察主幹に対し、事実関係の調査を依頼する(要綱第7条第1項)。

次に、局区等の監察主幹は、通報対象事実等の有無について調査し、コンプライアンス推進室に對し調査結果の報告を行う。

コンプライアンス推進室は局区等からの報告を基に、通報者に調査結果を報告する。

なお、職員等以外の市民等からの通報があった場合も、同様の対応をすることとしている(要綱第10条)。

当該内部通報については、公益通報者保護法において通報者の保護を図るものとしており(法第1条)、職員及び相談員は、正当な理由なく、内部通報の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならないものとしている(要綱第14条第1項)。

#### (2) 本件公文書について

本件公文書は、コンプライアンス推進室から通報者に對し調査結果を回答するための決裁文書一式であり、決定書鏡、通報者に対する調査結果、総合企画局監察主幹からコンプライアンス推進室に對して提出された監察聴取記録、職員の勤務時間中の喫煙に係る通知文で構成されている。

#### (3) 法第78条第1項第7号に該当することについて

本件処分のうち、本件公文書における、公益通報における調査内容に関する具体的な記載等につ

いては、開示することにより、公益通報制度に係る調査の着眼点、範囲、手法の一端及び経過が通報対象者等に知られたり、今後の調査において、通報対象者等が問題の発覚を免れるための措置を講じる手段を与えててしまうおそれがあることから、正確な事実の把握を困難にするおそれ、又は違法若しくは不当な行為の発見が困難となり、公益通報制度に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるものであるため、法第78条第1項第7号に該当するものと判断した。

なお、審査請求人は、公益通報制度に係る調査の着眼点、範囲、手法の一端及び経過が本件請求の他の部分においてすでに明らかにされていることから、公にしたとしても公益通報制度に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれは認められないと主張するが、本件請求の中で公開した文書については、聴取対象、聴取者、聴取結果、講じた措置が含まれているが、いずれにおいても、具体的な調査の着眼点等を含んでおらず、公益通報制度に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが無いと認められるものであることから、法第78条第1項第7号に該当しないと判断し公開したものである。よって、本件非公開部分が本件請求の他の部分で既に明らかにされているものとはいえないと判断する。

(4) 以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はない。

## 5 審査請求人の主張

審査請求書によると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 公益通報における調査内容に関する具体的な記載等の開示を求める。

(2) 公益通報制度に係る調査の着眼点、範囲、手法の一端及び経過は本件保有個人情報の他の部分において既に明らかにされていることからすると、公にしたとしても公益通報制度に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるとはいえないため、法第78条第1項第7号に該当しない。

## 6 審議会の判断

当審議会は、処分庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

(1) 本件公文書について

本件公文書は、コンプライアンス推進室から通報者に対し調査結果を回答するための決裁文書一式であり、決定書鏡、通報者に対する調査結果、総合企画局監察主幹からコンプライアンス推進室に対して提出された監察聴取記録、職員の勤務時間中の喫煙に係る通知文で構成されている。

(2) 本件処分について

ア 処分庁は、本件処分のうち、本件公文書における、公益通報における調査内容に関する具体的な記載等については、開示することにより、公益通報制度に係る調査の着眼点、範囲、手法の一端及び経過が通報対象者等に知られたり、今後の調査において、通報対象者等が問題の発覚を免れるための措置を講じる手段を与えててしまうおそれがあることから、正確な事実の把握を困難にするおそれ、又は違法若しくは不当な行為の発見が困難となり、公益通報制度に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるものであるため、法第78条第1項第7号に

該当すると主張する。

イ 一方、審査請求人は、公益通報制度に係る調査の着眼点、範囲、手法の一端及び経過が本件請求の他の部分においてすでに明らかにされていることから、公にしたとしても公益通報制度に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれは認められないと主張する。

ウ 上記イに対し、処分庁は、本件請求の中で公開した文書については、聴取対象、聴取者、聴取結果、講じた措置が含まれているが、いずれにおいても、具体的な調査の着眼点等を含んでおらず、公益通報制度に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが無いと認められるものであることから、法第78条第1項第7号に該当しないと判断し公開したものであり、本件非開示部分が本件請求の他の部分ですでに明らかにされているものとはいえないと主張している。

エ 当審議会において、本件公文書を見分したところ、本件非開示部分は、公益通報対象者が所属する局の監察担当が公益通報対象者及びその所属長に聴取したものであり、聴取の際の具体的なやり取りや公益通報対象者に対する指導内容の詳細が記載されていることが認められた。

オ 一般に、公益通報があった場合、正確な事実を把握し、問題点があれば是正を働きかけることとなるが、当然にその手法や手段の有効性の確保が重要となる。本件非開示部分を公開することは、公益通報制度に係る調査の着眼点、範囲、手法の一端及び経過が通報対象者等に知られる可能性があるとともに、今後の調査において通報対象者等が問題の発覚を免れるための措置を講じられる、又は正確な事実の把握を困難にし、違法若しくは不当な行為の発見が困難となるなど、公益通報制度に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、本件非開示部分は、法第78条第1項第7号に該当すると判断する。

### (3) 結論

以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

(参考)

1 審議の経過

令和6年12月26日 諒問

令和7年 1月23日 諒問庁からの弁明書の提出

11月20日 諒問庁の職員の口頭理由説明（令和7年度第8回会議）

12月18日 審議（令和7年度第9回会議）

※ 審査請求人から意見陳述の希望がなかったので、意見の聴取は行わなかった。

2 本件諮詢について調査及び審議を行った部会

第2部会（部会長 石塚 武志）